

所 教 社 第 2 0 6 号
平成 2 1 年 1 月 1 9 日

所沢市社会教育委員会議
議 長 下 田 博 之 様

所 沢 市 教 育 委 員 会
教 育 長 鈴 木 秀 昭

所沢市社会教育委員会議への諮問について

このことについて、社会教育法第 1 7 条第 1 項第 2 号の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

社会教育事業の評価・検証と今後の方向性について

2 諮問理由

教育基本法、社会教育法等の一部改正を受け、各地方公共団体における今後の社会教育行政の在り方が問われています。平成 2 0 年中央教育審議会答申は「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について一知の循環型社会の構築を目指して一」と題されており、そこでは、成人にとっての「生きる力」ともいえる個人の学びのあり方の提言、また総合行政としての生涯学習の確認、さらに社会教育と学校教育の一層の連携などが強調されています。

本市においては、所沢市教育行政推進施策基本方針を定め、学校教育及び社会教育の幅広い分野で重点的に各種施策を展開しています。社会教育分野としては、「人と地域をはぐくむ社会教育の推進」を掲げ、家庭教育・青少年教育を積極的に実施しています。特に「放課後子どもプラン」にみられるように、学校教育や一般行政における子ども支援等、他の分野との連携が進んでいます。

また、「市民文化の創造と文化財の保存・活用」として、市民文化フェア、市文化祭、第九演奏会をはじめ市民主体の実行委員会により各種芸術・文化活動が活発に展開されています。豊かな児童文化の創造として「所沢こどもルネサンス事業」など他市にあまり例を見ないものもあります。

基本法令の改正と社会的変化にかんがみ、本市における継続事業の評価・検証を行うとともに、社会教育行政としてどのような関わり方が必要なのか、事業展開の改善や新たな仕組みづくり、さらに市民との協働等、今後の社会教育事業の方向性について意見を求めるものです。